

# 水道料金及び下水道使用料の比較

- 郡山市の水道料金・下水道等使用料
- 他事業者との比較
- 都道府県別の比較

## 郡山市の水道料金

一般用

使用水量に関わらず  
かかる料金

口径	基本料金 (円)
13mm	1,166
20mm	3,157
25mm	5,170
40mm	15,840
50mm	23,430
75mm	58,520
100mm	100,100
125mm	110,100
150mm	217,800
200mm	309,100

+

使用水量に応じてかかる料金

使用水量	従量料金 (円)
1~20m <sup>3</sup>	102.3
21m <sup>3</sup> ~	226.6



## 水道料金

【参考】一般家庭の水道料金  
(口径13mm・使用水量20m<sup>3</sup>)

3,212円/月

## 郡山市の水道料金(中田町柳橋・中津川)

口径	基本料金 (円)
13mm	530
20mm	1,435
25mm	2,350
40mm	7,200
50mm	10,650
75mm	26,600

+

使用水量	従量料金 (円)
1~20m <sup>3</sup>	50
21m <sup>3</sup> ~	105

### 水道料金

(中田町柳橋・中津川)

【参考】一般家庭の水道料金  
(口径13mm・使用水量20m<sup>3</sup>)

1,683円/月

- 令和3年度まで中田簡易水道として運営されていたが、令和4年度から水道事業として上下水道局に事務移管。
- 現行の水道料金との格差については、今後解消していく予定。

3

## 郡山市の簡易水道料金(湖南・熱海中山)

口径	基本料金 (円)
13mm	630
20mm	1,720
25mm	2,820
40mm	8,640
50mm	12,780
75mm	31,920

+

使用水量	従量料金 (円)
1~20m <sup>3</sup>	60
21m <sup>3</sup> ~	120

### 簡易水道料金

【参考】一般家庭の簡易水道料金  
(口径13mm・使用水量20m<sup>3</sup>)

2,013円/月

- 令和4年度から上下水道局に事務移管。
- 水道料金との格差については、今後解消していく予定。

4

# 水道料金・簡易水道料金格差の解消

水道（中田町柳橋・中津川地区）

単位：円

年度	令和4～7年度	令和8～12年度	令和13年度～
準備料金	530	680	970
水量料金	1,000	1,300	1,600
消費税10%	153	198	257
計	1,683	2,178	2,827

×約1.3 → ×約1.3

簡易水道（湖南・熱海中山）

単位：円

年度	令和4～7年度	令和8～12年度	令和13年度～
準備料金	630	780	970
水量料金	1,200	1,400	1,600
消費税10%	183	218	257
計	2,013	2,398	2,827

×約1.2 → ×約1.2

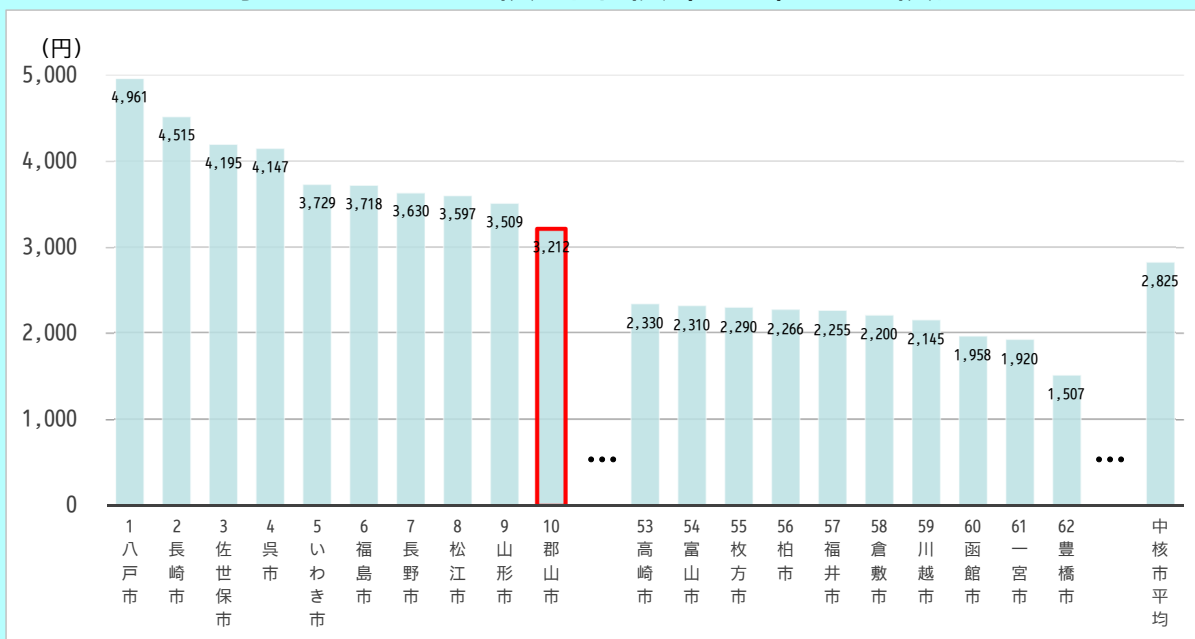
今後10年間で現行水道料金の88%まで引き上げる

※一般家庭(口径13mm 使用水量20m<sup>3</sup>)の例

# 他事業者との水道料金の比較

※一般家庭(口径13mm 使用水量20m<sup>3</sup>)  
※郡山市上下水道局調べ

水道料金の比較（中核市62市の比較）

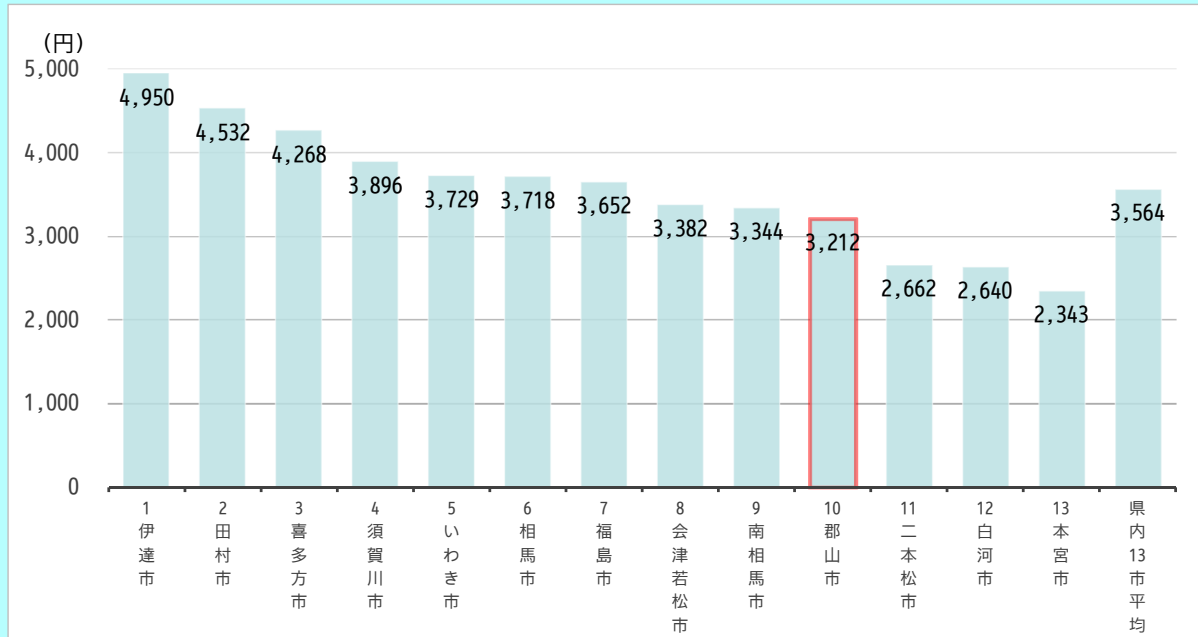


## 他事業体との水道料金の比較

※一般家庭(口径13mm 使用水量20m<sup>3</sup>)

※郡山市上下水道局調べ

### 水道料金の比較 (県内13市の比較)



7

## 都道府県別の水道料金の比較

※一般家庭(口径13mm 使用水量20m<sup>3</sup>)

※料金順

順位	都道府県	水道料金(円)	順位	都道府県	水道料金(円)	順位	都道府県	水道料金(円)
1	青森	4,497	17	石川	3,472	32	兵庫	2,940
2	北海道	4,371	18	岡山	3,438	33	和歌山	2,831
3	山形	4,298	19	愛媛	3,393	34	徳島	2,819
4	宮城	4,297		全国平均	3,317	35	岐阜	2,793
5	茨城	4,025	20	新潟	3,248	36	三重	2,787
6	佐賀	3,953	21	長野	3,246	37	鳥取	2,783
7	長崎	3,847	22	沖縄	3,236	38	福井	2,709
8	岩手	3,837	23	栃木	3,213	39	大阪	2,667
9	福島	3,817	24	京都	3,153	40	東京	2,621
10	島根	3,752	25	富山	3,094	41	埼玉	2,539
11	福岡	3,740	26	熊本	3,069	42	高知	2,535
12	秋田	3,739	27	大分	3,018	43	群馬	2,504
13	香川	3,716	28	鹿児島	3,009	44	愛知	2,444
14	千葉	3,715	29	滋賀	2,972	45	山梨	2,443
15	奈良	3,634	30	宮崎	2,954	46	静岡	2,412
16	広島	3,623	31	山口	2,945	47	神奈川	2,182

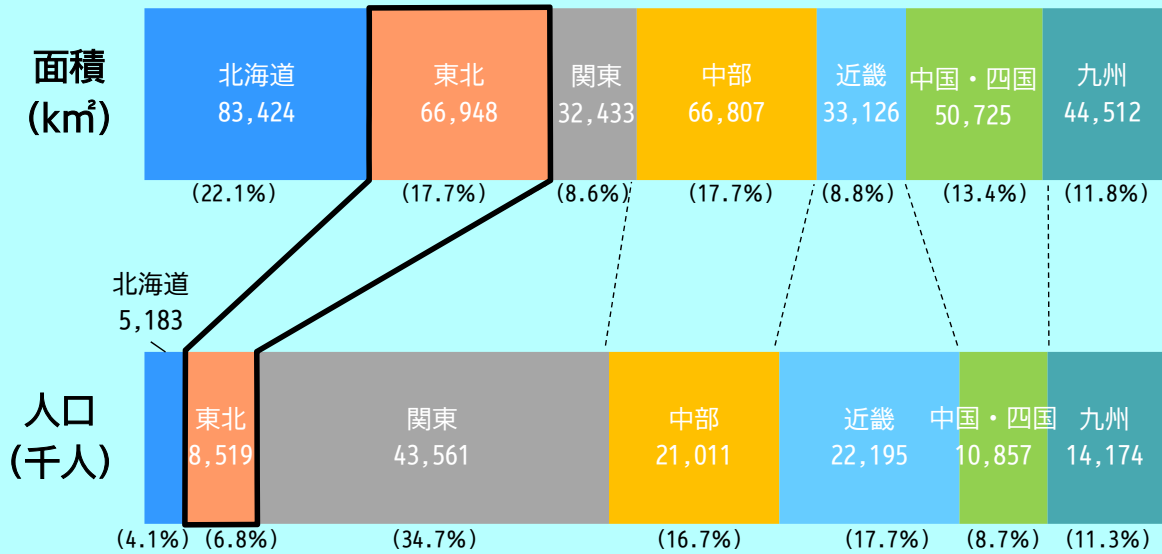
( (公社)日本水道協会 令和3年4月1日水道料金表より)

8

# 各地方の面積と人口の比較

※郡山市上下水道局調べ

## 各地方の面積に対する人口



# 郡山市の下水道等使用料

一般用

汚水量に関わらず  
かかる料金

基本水量	基本使用料 (円)
10m <sup>3</sup>	1,306

+

汚水量に応じてかかる料金

汚水量	超過使用料 (円)
11~20m <sup>3</sup>	176
21~21m <sup>3</sup>	203
51~100m <sup>3</sup>	230
101~200m <sup>3</sup>	263
201~500m <sup>3</sup>	291
501~	318

## 下水道等使用料

【参考】一般家庭の下水道等使用料  
(汚水量20m<sup>3</sup>)

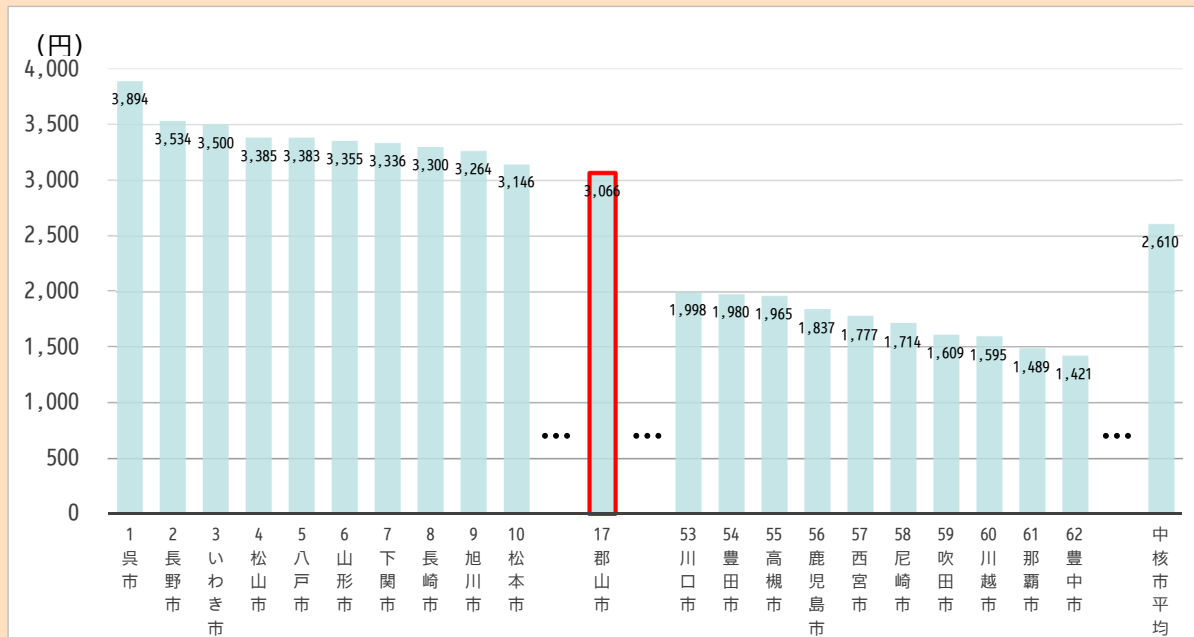
3,066円/月

※農業集落排水は下水道に準じた使用料としている

## 他事業体との下水道使用料の比較

※一般家庭(汚水量20m<sup>3</sup>)  
 ※郡山市上下水道局調べ

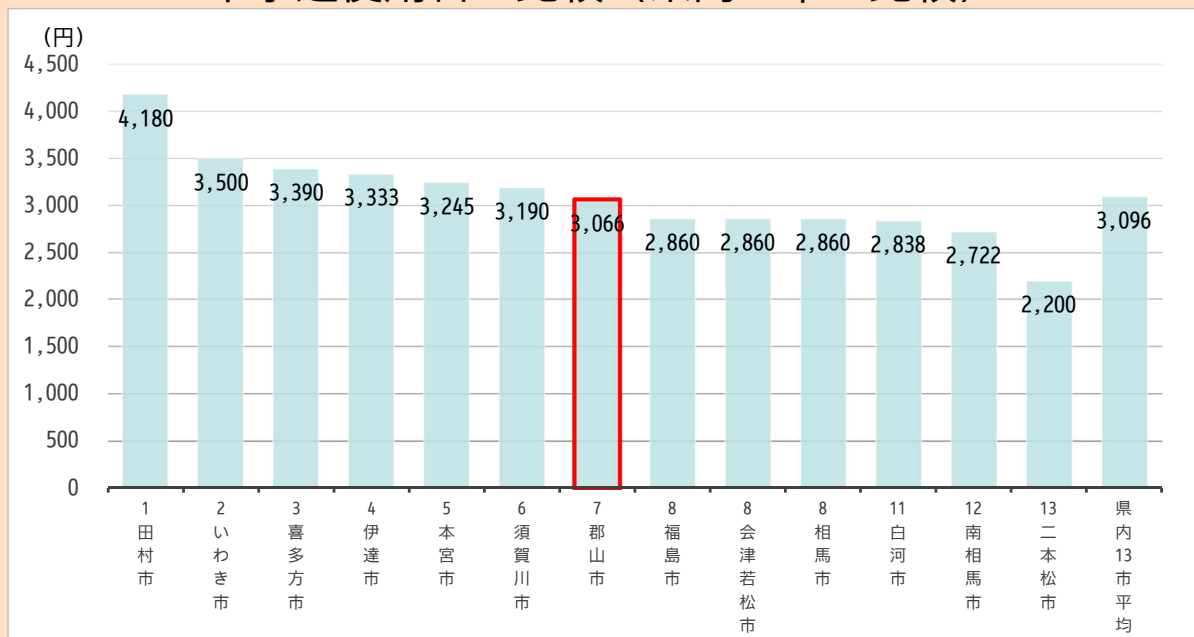
### 下水道使用料の比較 (中核市62市の比較)



## 他事業体との下水道使用料の比較

※一般家庭(汚水量20m<sup>3</sup>)  
 ※郡山市上下水道局調べ

### 下水道使用料の比較 (県内13市の比較)



## 都道府県別の下水道使用料の比較

※一般家庭(汚水量20m<sup>3</sup>)

※料金順

順位	都道府県	下水道使用料(円)	順位	都道府県	下水道使用料(円)	順位	都道府県	下水道使用料(円)
1	長野	3,609	17	愛媛	2,860	33	北海道	2,458
2	山形	3,575	18	茨城	2,847	全国平均		2,352
3	富山	3,268	19	岐阜	2,822	34	徳島	2,295
4	島根	3,209	20	滋賀	2,798	35	京都	2,240
5	青森	3,195	21	高知	2,781	36	群馬	2,223
6	秋田	3,163	22	大分	2,767	37	千葉	2,220
7	福島	3,138	23	福岡	2,756	38	山梨	2,190
8	鳥取	3,131	24	石川	2,740	39	神奈川	2,115
9	山口	3,128	25	熊本	2,716	40	兵庫	2,044
10	佐賀	3,118	26	静岡	2,629	41	埼玉	1,997
11	長崎	3,109	27	栃木	2,626	42	鹿児島	1,995
12	和歌山	3,076	28	福井	2,609	43	愛知	1,903
13	岡山	3,043	29	広島	2,593	44	大阪	1,861
14	新潟	3,039	30	香川	2,590	45	宮城	1,851
15	三重	2,983	31	宮崎	2,558	46	東京	1,687
16	岩手	2,927	32	奈良	2,505	47	沖縄	1,386

((公社)日本下水道協会 全国下水道データベース(R1)より)

13

## 郡山市の水道料金の推移

【税込】

算定年度	基本料金 (13mm)	料金体系	平均改定率
明治45年度 昭和43年度	用途別料金	用途別料金	
昭和44年度	110円/月	従量使用料制	
昭和50年度	320円/月		66.89%
昭和53年度	330円/月		19.87%
昭和55年度	370円/月		17.89%
昭和57年度	480円/月		28.62%
昭和59年度	670円/月		15.07%
昭和63年度	870円/月		17.78%
平成元年度	896円/月		実質据え置き(消費税率改正)
平成6年度	1,091円/月		27.51%
平成9年度	1,113円/月		実質据え置き(消費税率改正)
平成26年度	1,144円/月		実質据え置き(消費税率改正)
平成29年度	1,144円/月		△3.0%
令和元年度	1,166円/月		実質据え置き(消費税率改正)

14

## 郡山市の下水道使用料の推移

【税込】

算定年度	基本使用料	料金体系	平均改定率
昭和45年度 昭和61年度	水道料金の30%	水道料金比例制	
昭和62年度	550円/月	従量使用料制	
平成元年度	600円/月		28.4%
平成4年度	800円/月		29.2%
平成7年度	900円/月		15.1%
平成11年度	1,040円/月		14.8%
平成13年度	1,040円/月		据え置き
平成16年度	1,250円/月		9.7%
平成26年度	1,283円/月		実質据え置き(消費税率改正)
令和元年度	1,306円/月		実質据え置き(消費税率改正)

15

## 受益者負担金

根拠法令	都市計画法第75条
算出方法	$\frac{\text{末端管渠整備費}}{\text{整備面積}} \times \frac{1}{5}$
単位負担金額	496円/m <sup>2</sup>
対象地目	田、畑、宅地など すべての土地
賦課方式	単位負担金額制

※末端管渠整備費…下水道管理設工事のうち補助対象外の工事費

## 受益者負担金の推移

算定年度	単位負担金	改定率	負担率	
昭和45年度	96円/m <sup>2</sup>		3分の1	
昭和53年度	150円/m <sup>2</sup>	56%	3分の1	
平成元年度	376円/m <sup>2</sup>	150%	3分の1	流域下水道接続
平成4年度	450円/m <sup>2</sup>	19%	4分の1	
平成7年度	496円/m <sup>2</sup>	10%	5分の1	
平成10年度～	496円/m <sup>2</sup>	0%	5分の1	据え置き

16